

エリートスカイ日本語学校

学生募集要項

住所: 〒286-0201 千葉県富里市日吉台 3-35-4

電話: 0476-85-6080

E-mail: elitesky@elitesky.co.jp

I. 設置者紹介

株式会社エリートスカイ日本語学校
代表取締役 張 海英

沿革

2024年2月14日 株式会社エリートスカイ設立

2024年10月30日 エリートスカイ日本語学校 認定日本語教育機関として文部科学大臣認定

2025年4月1日（予定） エリートスカイ日本語学校開校

II. 学校紹介

【教育内容について】

本校は、介護福祉分野での人材育成の礎となる日本語教育を行って社会に貢献することを目的とした学校です。

【理念：世の中に貢献できる人間力の育成】

当校は、留学生一人ひとりが自身の夢とビジョンを持ち、世界中に良き影響を与える人材へと成長できるように全力で支援する。言語能力の向上に留まらず、社会の課題に直接向き合い、解決策を見出す力を身につけることにも焦点を当てることで、実社会で価値を生み出す能力を学生たちが身につけることを目指す。

【目的】

理念のもと、日本語教育を通じて、留学生が進学して専門的な技術と知識を習得し、将来的に日本社会の介護福祉問題などの社会課題に貢献できるような人材を育成することを目的とする。

【教育目標】

- 1) 自律した学生となり能動的に学ぶ
授業は学生の主体性を尊重し、身近なトピックを取り入れながら課題解決に焦点を当てる。協働学習やポートフォリオの活用を通じて、自律的に学び、成長できる環境を提供する。
- 2) 仲間との協働により異なる価値観を共有し自己を高める
異なるバックグラウンドや価値観を尊重し、協力と共有を重視する。仲間との協働を通じて自己成長を促し、異なる視点から学ぶ機会を提供する。
- 3) 自己実現のために課題解決の思考過程を踏むことができる
学生が現状の問題点を見出し、解決策を練って実行し、その結果を見直すことができる力を養うために、授業は課題解決のための思考を重視する。
- 4) 言葉にこめられた様々な思いや背景に寄り添うコミュニケーション力を養う
授業中の会話や対話、地域社会の方々との交流を通じて、言葉にこめられた思いを理解し、異なる背景に敬意を払い、共感力を育む。多様な思いや価値観を尊重するコミュニケーション力を養う。

【校舎の概要と立地について】

・概要

教室2室、教員室・事務室、図書室、保健室、進学指導室、自習室があります。

所在地：〒286-0201 千葉県富里市日吉台 3-35-4（地上1階～地上3階）

アクセス：京成成田駅よりバス10分

・立地

学校は自然豊かな富里市にあります。学校周辺は静かな環境で学習に適しています。

学校の最寄り駅は成田駅です。成田駅周辺は、空港が近く、アクセスが良好なことで国際的な雰囲気も味わえます。四季折々の風景が楽しめ、地元のフェスティバルも魅力的です。また、成田は

歴史のある町で、有名な成田山新勝寺などの歴史的スポットがあります。地元の料理や商品を楽しむショッピング施設やレストランが点在しており、日本の生活スタイルを体験することができます。市内は安全で清潔、公共交通機関が整っており、日々の生活も便利です。

Ⅲ. 入学後の生活について

【住居について】

本校では、ゲストハウスまたはアパートの斡旋はしていませんが、必要があれば入居までサポートします。サポート内容としては、学校近隣の不動産会社の紹介や契約時の言語支援を行います。

◆成田駅周辺の不動産会社

エイブルネットワーク成田店（千葉県成田市花崎町 814-36 玉川ビル）

株式会社 育栄（千葉県富里市日吉台5丁目16-1 サンファイブビル103号）

アパマンショップ成田店（千葉県成田市ウイング土屋 268 成田時計台ビル1階 B号室）等

【生活について】

1. 在学中にかかる一般的な生活費用について

1か月あたりの住居費、食費、光熱水道費、国民保険料等の一般的な費用として、約10～15万円ほどが必要です。

2. アルバイト

留学ビザは、基本、就労は認められていませんが、

「**資格外活動許可**」を取得すると**1週間28時間以内**での就労が認められます。

※学校が定める長期休暇の際は**1週間40時間以内**の就労が認められます。

ただし、風俗営業等、またそれに準じる仕事は一切認められません。

（例：パチンコ店、ゲームセンター、スナックなど）

3. 市役所や銀行

英語・ミャンマー語・モンゴル語が話せる職員が案内をします。

4. 病気や事故

学校の近くに病院があります。また、緊急時や日本語に不安がある場合は学校の職員が付き添います。

Ⅳ. 入学試験について

1. 出願先、お問い合わせ先

| 地域 | 学校名 | 住所 | 電話番号 |
|----|--------------|------------------|--------------|
| 千葉 | エリートスカイ日本語学校 | 千葉県富里市日吉台 3-35-4 | 0476-85-6080 |

2. 入学時期と学習期間

入学は年に2回受付けています。途中入学はできません。

| | | |
|------|-------|-------|
| | 4月入学 | 10月入学 |
| 学習期間 | 2年0か月 | 1年6か月 |

※申請受付の締切は入学日の概ね5か月前です。詳細はお問合せ下さい。

3. 出願資格

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (3) 日本に滞在中、その費用を負担する能力のある者又は負担する能力のある経済的保証人を有する者
 - (4) 本校において、その定めた期間、修学する意思がある者
 - (5) それぞれの入学時期に応じた日本語能力を有する者
- ・ 専門学校進学 2年課程：当校の日本語学習 150 時間以上の履修歴もしくは日本語能力試験 N5 相当の日本語能力を有し、且つ、当校の日本語能力口頭審査において、本課程を学習するために必要な日本語能力を有すると判断された者。
 - ・ 専門学校進学 1年 6 か月課程：当校の日本語能力試験 N4 相当の日本語能力を有し、且つ、当校の日本語能力口頭審査において、本課程を学習するために必要な日本語能力を有すると判断された者。

4. 選考方法

- (1) 書類審査
- (2) 日本語能力口頭審査
- (3) 面接審査

※基本的にオンラインにて対応します。職員が出張などの際は対面にて対応も可能です。

5. 出願の提出書類

本人提出書類、経費支弁者提出書類を準備し、提出期限までに希望する学校事務局まで提出をしてください。

■本人提出書類

| 書類の種類 | | 注意事項 | |
|-------|------------------|------------|--|
| 1 | 入学願書 | 任意※ | 氏名はパスポートに記載された氏名を記入すること ※紹介機関の願書可、ない場合については当校履歴書可 |
| 2 | 履歴書 就学理由書 | 当校指定 用紙 | 現在までの学歴、職歴を全て記載してください 学校の所在地は最後まで記載してください 就学理由書は学歴・職歴に沿って具体的に詳しく記載してください |
| 3 | 最終学歴の卒業 証書 | 原本 | 卒業証書または卒業証明書（卒業証書原本は申請後返却します） |
| 4 | 最終学歴の成績 証明書 | 原本 | 入学から卒業までの成績が記載されているもの（原本の返却が必要である際は申請時申し出てください） |
| 5 | 在学証明書 | 原本 | 現在、高校・大学などに在学している場合 |
| 6 | 成績証明書 | 原本 | 現在、高校・大学などに在学している場合 |
| 7 | 日本語能力に関する 証明書 | 原本 | 課程指定の日本語能力または日本語学習歴を有することを証明するもの。 |

| | | | |
|---|--------|----|---|
| 8 | パスポート | 写し | 日本の入国歴が有る場合は、出入国のわかるページの写しも提出すること |
| 9 | 写真 8 枚 | | 縦 4 cm×横 3 cm、 3ヶ月以内 に撮影されたもの 裏面に氏名・国籍・生年月日を書いてください |

■経費支弁者提出書類

1. 海外在住の親または親族が経費支弁をする場合

| | 書類の種類 | 注意事項 |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 経費支弁書 | 当校指定用紙 |
| 2 | 預金残高証明書 | 原本 |
| 3 | 銀行通帳写しあるいは 預金明細証明書 | 過去 1 年分 |
| 4 | 在職証明書など | 会社員の場合→在職証明書 自営業の場合→営業許可証の写し 会社役員の場合→会社登記簿謄本など |
| 5 | 収入証明書 | 原本、過去 3 年分 |
| 6 | 納税証明書 | 原本、過去 3 年分、収入または所得金額のわかるもの |
| 7 | 申請者と経費支弁者の関係 を証明する書類 | 親族関係証明書類、出生証明書など |

2. 日本在住の親族が経費支弁をする場合

| | 書類の種類 | 注意事項 |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 経費支弁書 | 当校指定用紙 |
| 2 | 預金残高証明書 | 原本 |
| 3 | 銀行通帳写し | 過去 1 年分（資金形成過程がわかること） |
| 4 | 在職証明書など | 会社員の場合→在職証明書 自営業の場合→営業許可証の写し 会社役員の場合→会社登記簿謄本など |
| 5 | 収入証明書 | 過去 3 年分 納税証明書または課税証明書（所得金額のわかるもの） |
| 6 | 住民票 | 世帯全員分 |
| 7 | 申請者と経費支弁者の関係 を証明する書類 | 戸籍謄本、親族関係証明書類 |

3. 申請者本人が経費支弁をする場合

| | 書類の種類 | 注意事項 |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 経費支弁書 | 当校指定用紙 |
| 2 | 預金残高証明書 | 原本 |
| 3 | 銀行通帳写しあるいは 預金明細証明書 | 過去1年分 |
| 4 | 在職証明書など | 社員の場合→在職証明書 自営業の場合→営業許可証の写し 会社役員の場合→会社登記簿謄本など |
| 5 | 収入証明書 | 過去3年分 納税証明書または課税証明書（所得金額のわかるもの） |
| 6 | 緊急連絡先 | 自由書式 家族等の名前、関係、住所、電話番号、E-mailアドレスを明記してください |

【注意事項】

- ・提出書類は発行から3か月以内の日付で、原本を提出してください。
- ・申請者本人、経費支弁者本人が記載をしてください。
- ・返却を希望する証明書は、出願時に知らせてください。
※出入国在留管理庁に提出した書類は、出入国在留管理庁からは返却されないのので、申請者の方に返却できなくなります。
- ・日本語翻訳を提出してください。

6. 出願から入学までの手続きについて

- ①出願することを決めたら、当校の締め切り日までに申請書類を提出してください。
- ②書類の提出後、書類などを審査し、合格通知を発行します。
- ③出願者の代わりに、当校が出入国在留管理庁に対して留学ビザの申請を行います。
- ④出入国在留管理庁が、書類を審査し、問題がなければ在留資格認定証明書が交付されます。
- ⑤当校から、出願者の皆様に在留資格認定証明書の交付があったことを知らせます。
同時に請求書を皆様にお送りします。
- ⑥請求書を受け取ったら、学費等を当校の日本の口座に直接お支払いください。
- ⑦入金を確認できたら、当校から入学許可書、在留資格認定証明書をお送りします。
- ⑧日本の現地大使館・領事館に対して留学ビザを申請し、同時に航空券等の手配をしてください。

V. 学費の支払いと返金規定について

1. 学費等の支払方法

- ・在留資格認定証明書交付後、請求書を発行しますので、当校指定の口座にお振り込みください。

- ・学費等は初年度分を一括してお支払いください。分割等を希望される方は事前にご相談ください。
- ・国際送金手数料は自己負担ですが、差額が発生した場合は、入国後精算いたします。
- ・入学後は、次年度が始まる前に次年度分の学費等を一括でお支払いいただきます。

◆学費

初年度

(通貨単位：円)

| | 入学 検定料 | 入学金 | 授業料 | 教材費 | 設備費 | 課外活 動費 | 合計 |
|----|-----------|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|
| 共通 | 20,000 | 50,000 | 600,000 | 30,000 | 10,000 | 10,000 | 720,000 |

※各項目それぞれに消費税 10%が加算されます。

次年度

| | 授業料 | 教材費 | 設備費 | 課外活動費 | 合計 |
|-----------------------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 専門学校進学 2年課程 | 600,000 | 30,000 | 10,000 | 10,000 | 650,000 |
| 専門学校進学 1年6か月課 程 | 300,000 | 15,000 | 5,000 | 5,000 | 325,000 |

※各項目それぞれに消費税 10%が加算されます。

【注意事項】

- ・日本国内の消費税が上がった場合は、在学中の場合も消費税の差額を徴収します。
- ・入学検定料は出願時にお支払いください。
- ・すべての送金手数料は自国内、日本国内分ともに申請者の負担とします。

2. 支払指定口座

| | |
|---------------------|------------------------------|
| NAME OF BANK(銀行名) | 三井住友銀行 (0009) |
| BRANCH (支店名) | 新宿西口支店 (259) |
| ACCOUNT NO. (口座番号) | 普通預金口座 4895090 |
| ACCOUNT NAME (口座名義) | エリートスカイ日本語学校 理事長 張海英 |
| SWIFTCODE (銀行コード) | SMBCJPJT |
| BANK ADDRESS(銀行住所) | 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1 丁目 7-1 |

3. 返金方法

1. 学費返金規定

1) 入学検定料及び入学金

入学検定料は入学選考及び留学ビザ申請の対価であるため返金をしない。入学金は、入学希望者への学籍確保及び受入れ準備に係る一連の事務作業等への対価であるため、入学の有無を問わず返金をしない。

2) 授業料、その他

- ① 入学キャンセル、あるいは中途退学の場合、辞退届（退学届）が出された時点によって、返還内容及び条件を定めるものとする。
- ② 中途退学の場合、退学届が出された学期分以降の授業料、設備費、教材費、課外活動費を返金対象とする。
- ③ 返金の際にかかる金融機関の振込手数料は、すべて受取人の負担とする。
- ④ 場合によってキャンセル料を発生させるものとする。

ア) 査証取得前：入学検定料、入学金及び振込手数料を引いた金額

- ① 条件：入学許可書、在留資格認定証明書の返却
- ② キャンセル料：なし

イ) 査証不許可：入学検定料、入学金及び振込手数料を引いた金額

- ① 条件：入学許可書の返却、査証不許可事実の確認
- ② キャンセル料：なし

ウ) 査証取得後、来日前：入学検定料、入学金、振込手数料を引いた金額

- ① 条件：入学許可書返却、留学ビザの取り消し事実の確認
- ② キャンセル料：上限 15,000 円

エ) 来日後、授業開始前：入学検定料、入学金、振込手数料、キャンセル料を引いた金額

- ① 条件：完全帰国、在留資格の変更等による留学在留資格消失の確認
- ② キャンセル料：上限 15,000 円

オ) 授業開始後（中途退学）：

退学届が出された学期分以降の授業料、設備費、教材費、課外活動費から**入学検定料、入学金**、キャンセル料及び振込手数料を引いた金額

- ①-1 条件（自己都合による中途退学の場合）：退学後 1 ヶ月以内に帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。
あるいは新たな在留資格（留学以外）の取得の確認
（但し、退学後 1 ヶ月以内に在留資格変更申請を行っていること）。
- ①-2 条件（転学による中途退学の場合）：転学先の入学証明、あるいは学生証の確認
- ①-3 条件（進学による中途退学の場合）：進学先の在籍証明、あるいは学生証の確認

- ② キャンセル料：すでに納付されている授業料、設備費、教材費、課外活動費のうち、50,000 円を上限に、退学届が出された学期分以降の授業料、設備費、教材費、課

外活動費の 20%に相当する金額

2. 学費返金対象除外事項

(1) 退去強制処分や除籍処分

退去強制処分や除籍処分となった学生に対しては入学検定料、入学金、授業料、設備費、教材費、課外活動費の返金をしない。

(2) 来日が遅れた場合

未受講学期分の授業料、設備費、教材費、課外活動費の返金は行わない。

3. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料、設備費、教材費、課外活動費の返金は行わない。